

「林地台帳の整備等今後の森林整備の推進に向けた協議の場」設置要領

1 目的

第190回国会に提出された森林法等の一部を改正する法律案においては、森林の土地の所有者の特定の困難や林地境界の不明といった問題が森林整備や木材の安定供給を妨げている要因となっていることを踏まえ、市町村が所有者等の情報を林地台帳として整備し、その内容の一部を公表する仕組みを創設することにより、森林組合や林業事業体等が取り組む所有者や境界の特定、森林整備を進める新たな仕組みが盛り込まれているところである。

林地台帳を適切かつ効果的に整備・運用していくためには、都道府県・市町村が現在有する森林情報の現状等を踏まえた適切な仕組みとするとともに、その運用に当たっては、市町村と都道府県との連携や市町村の体制の強化、林地台帳の情報等を活用した今後の森林整備の推進方策等も併せて検討することが必要である。

このため、国と地方が緊密に協議しながら林地台帳の整備等を円滑に推進し今後の森林整備につなげていくことを目的として、「林地台帳の整備等今後の森林整備の推進に向けた協議の場」を設置する。

2 議題

森林整備の推進に向けた林地台帳の整備・公表・運用等に関する方針・マニュアルの作成、市町村の運用体制の整備や技術面等の支援の在り方

3 構成員

(1) 協議の場の構成員は次の通りとする。

- | | |
|-------------------------|----|
| ① 農林水産副大臣 | 一名 |
| ② 都道府県知事（全国知事会から推薦された者） | 一名 |
| ③ 市長（全国市長会から推薦された者） | 一名 |
| ④ 町村長（全国町村会から推薦された者） | 一名 |

(2) 林地台帳の整備・公表の事務について具体的な検討・協議を行うため、事務レベルの検討会を置くこととし、その構成員は以下の通りとする。

- | |
|-----------------------------|
| ① 上記（1）の構成員の事務担当者 |
| ② ①以外の都道府県及び市町村の事務担当者（若干名） |
| ③ その他必要に応じ、学識経験者、林業関係団体の代表者 |

4 公開

(1) 協議の場は公開とする。ただし、協議の場の運営に著しい支障があると認められる場合には、非公開とすることができる。

(2) 議事等については、公表するものとする。

5 雑則

上記のほか、協議の場の運営に関し必要な事項は、協議の場に諮って定める。

6 事務局

協議の場に係る事務は、林野庁森林整備部計画課において処理する。